

東京都宅地開発無電柱化推進事業者認定規程

令和6年12月13日6都市整区第739号

(目的)

第1条

この規程は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条の許可を受けて行う宅地の開発（以下「宅地開発」という。）において、無電柱化に取り組む事業者を増やしながら広く普及させることを目的とし、上述の取組を実施した者を東京都宅地開発無電柱化推進事業者として認定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 東京都宅地開発無電柱化推進事業 東京都内で開発許可を受けて行う宅地開発のうち、住宅地の防災性の向上と良好な都市景観の創出に向け、道路の整備に合わせて無電柱化を実施した事業をいう。
- 二 東京都宅地開発無電柱化推進事業者 第5条第1項の認定を受けた、法人や個人事業者（以下「事業者」という。）をいう。

(参加の申請)

第3条

東京都宅地開発無電柱化推進事業者としての認定を希望する事業者（以下「認定希望者」という。）は、東京都（以下「都」という。）の指定する方法により、事業者の名称や無電柱化を実施した宅地開発の施工時期、場所、施工内容、その他の情報を提出することにより参加の申込みを行う。

(欠格条項)

第4条

次の各号のいずれかに該当するもの（当該事業者の構成員も含む。）は、東京都宅地開発無電柱化推進事業者としての認定を受けることはできない。

- 一 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- 二 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する

- 暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- 三 前二号に掲げる者から委託を受けた者並びに前二号に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
 - 四 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者
 - 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第22条に規定する行為を行う者
 - 六 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
 - 七 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定められるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
 - 八 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - 九 税法（法人税法（昭和40年法律第34号）、所得税法（昭和40年法律第33号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条から第72条の64までに規定する事業税に係る規程並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）第57条に規定する建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止に係る規程に違反してから5年を経過しない者
 - 十 都の指名停止措置を受けている者
 - 十一 法令及び公序良俗に反すると認められる行為及びそれらを助長する行為を行う者
 - 十二 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

（認定要件）

第5条

都は、認定希望者が、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを確認し、認定を行う。

- 一 第3条の申請に基づき、都内での無電柱化の施工が実際に確認された者
 - 二 本規程の内容について同意した者
- 2 東京都宅地開発無電柱化推進事業者の認定期間は、前項の認定を受けた日から、認定

を受けた日の属する年度の末日までとし、都からの通知がない限り、1年を単位として自動的に更新されるものとする。

(認定企業の活動内容)

第6条

前条第1項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、第1条の目的を達成するため、幅広く様々な場面で、東京都宅地開発無電柱化推進事業に資する取組を行うものとする。

- 2 認定事業者は、都内において第1項の活動を行うものとする。ただし、都内における活動に加えて、都外において活動を行うことを妨げるものではない。
- 3 認定事業者は、前条第1項の認定後、東京都宅地開発無電柱化推進事業ロゴマークの取扱に関する要領（令和6年〇月〇日付6都市整区第〇号。以下「要領」という。）に定める東京都宅地開発無電柱化推進事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を無償で使用することができる。
- 4 認定事業者は、前項のロゴマークの使用に当たっては、要領及びロゴマークマニュアルを遵守するものとする。
- 5 都は、認定事業者に対し、活動内容及びロゴマーク利用状況について報告を求めることができる。

(都の活動内容)

第7条

都は前条の認定事業者の活動等の状況をホームページ等に掲載し、東京都宅地開発無電柱化推進事業の普及や啓発等を行うことができる。

- 2 都は、認定事業者の名称及び東京都宅地開発無電柱化推進事業に係る取り組み内容を原則として公開する。

(認定の取消し)

第8条

都は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の認定を取り消すことができる。

- 一 第5条第1項の登録要件を満たさなくなったと認められるとき。
- 二 東京都宅地開発無電柱化推進事業等のイメージを損なうと認められる行為を行ったとき。
- 三 他の認定事業者又は第三者の利益を害すると認められる行為を行ったとき。
- 四 第1条の目的に違反したと認められる行為を行ったとき。
- 五 要領及びロゴマークマニュアルの規定に違反したとき。

六 虚偽の申込みを行ったとき又は虚偽の申込みの疑いがあると認められるとき。

七 その他都が必要であると認めるとき。

2 第1項の規定により認定を取り消された者は、取消しの日からロゴマークを使用することはできない。

3 都は、第1項の規定により認定を取り消された者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(非保証・免責事項)

第9条

本事業は、認定事業者及び認定事業者が行う東京都宅地開発無電柱化推進事業以外の活動について、都が推奨を行うものではない。

2 本事業は、認定事業者が「東京都宅地開発無電柱化推進事業者」という名称を用いて行う一切の活動について、都が正確性及び適法性を保証するものではなく、認定事業者の活動が第三者の権利等を侵害しないこと又は法令に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(所管)

第10条

「東京都宅地開発無電柱化推進事業」に係る事務は、東京都都市整備局市街地整備部区画整理課が所管する。

(個人情報の取扱いについて)

第11条

都は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）の規定に基づき収集する個人情報を適正に管理する。

(規程の改定)

第12条

本規程は、都により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

2 本規程の改定により企業等に不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

(管轄裁判所)

第13条

本規程に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語

とする。

(その他)

第 14 条

本規程に定めるもののほか東京都宅地開発無電柱化推進事業の運営等に関して必要な事項については、都が別に定める。

附 則

この規定は、令和 6 年 12 月 13 日から施行する。